

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号 (制定の場合は、仮の番号) | JIS案の名称 | JIS案の英文名称 | 制定する理由(必要性) | 期待効果 | 規定項目又は改正点 | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称 | 対応する国際規格との対応の程度 | 選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象) | 選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的) | 選定基準3 (産業標準化の利点・欠点) | 選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準) | 選定基準5 (市場適合性に関する判断基準) | JIS素案作成委員会(WG) | 作成開始予定 |
|------|-------------|----------|-----------------------|--|---|---|---|---|---------------|----------------|-----------------|---|--------------------------|--|--|--------------------------|-------------------|----------|
| JSA | 04 管理システム規格 | 制定 | Q9030 | マネジメントシステムのパフォーマンス改善—新製品及び新サービス開発管理の指針 | Performance improvement of management systems – Guidelines for new product and service development management | <p>新製品及び新サービス開発管理は、製品及びサービスの開発に関わる活動の効果的かつ効率的に行うためのプロセスを定め、維持向上、改善及び/又は革新して、次の製品及びサービスの開発に活かす一連の活動であり、生産及びサービス提供におけるプロセス保証とともに、品質保証(顧客及び社会のニーズを満たすことを確実にし、確認し、実証するために、組織が行う体系的活動)の中核をなす活動である。しかし、近年のISO 9001の普及とともに、品質保証を狭い意味で捉え、新製品及び新サービス開発管理の内容について十分な理解のないまま取り組んでいる組織が少なくない。その結果として、重大な品質事故及びトラブルを発生させたり、顧客及び社会にとって価値のある製品及びサービスの開発に失敗している組織もある。このため、品質マネジメントの主要な活動の一つである新製品及び新サービス開発管理に関して、基本的な考え方、取り組むべき重要な活動、及びその実践において役立つ手法として、潜在ニーズの把握、ボトルネック技術の明確化及びブレイクスルー、デザインレビュー及び失敗の防止、初期流動管理、製品及びサービス開発プロセスの見直しなど、日本の品質マネジメントの特徴をなす多くの要素を含んだ適切な指針を国家規格として制定する必要がある。</p> | <p>この規格を制定することによって、多くの組織が活用できる、新製品及び新サービス開発管理に関する具体的指針が示され、各組織においてそれぞれの状況に応じた適切なマネジメントが行われるようになる。また、新製品及び新サービス開発管理の基本的な考え方、重要な活動、活用できる手法などについての共通の理解が進むとともに、新製品及び新サービス開発管理の効果的かつ効率的な実施、ひいては、各組織が提供する製品及びサービスが顧客及び社会のニーズに合ったものになり、産業競争力の向上に寄与することが期待できる。さらに、サービス産業(医療・福祉、運輸、教育など)へのTQMの普及促進も期待できる。</p> | <p>主な規定項目は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適用範囲 引用規格 用語と定義 新製品及び新サービス開発管理の基本 新製品及び新サービス開発管理における重要なマネジメント活動の進め方 新製品及び新サービス開発管理のためのツール | — | — | 無 | <p>第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法)</p> <p>対象事項: 品質マネジメント</p> | <p>法律の目的に適合している。</p> | <p>利点: ア、エ、オ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p> | <p>基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的方法を定める規格)</p> | — | 一般社団法人日本品質管理学会のWG | 2022年10月 |